

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.3

質問箇所	書類名	公募型プロポーザル実施要領
	ページ	20
	項番	表6-2
	項目	企画技術提案書 特定テーマに対する提案
質問内容	広義の“災害”に対する減災対策の提案を求められていますが、自然現象は対象としますが、人為的な原因による被害については含まない理解でよろしいでしょうか。	
本市回答	人為的な原因によるものは、災害には含みません。例えば、基本契約書（案）別紙1用語の定義（21）の内、「争乱」や「暴動」といった人為的な事象は含みません。 一方で、災害は、「素因」と「誘因」から構成されますが、社会的な素因（例えば、住民の災害に対する意識の有無によって避難遅れが生じること）によって引き起こされる被害に対して、減災対策を提案することは、可能とします。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.4

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	6
	項番	1.24
	項目	貸与資料及び貸与品等
質問内容	【別紙8】に貸与資料・貸与品等を記載いただいておりますが、企画技術提案書作成に向けて別表8-1に記載いただいている資料を借用させていただくことは可能でしょうか。	
本市回答	当該資料の貸与が企画技術提案書の質向上に繋がると判断し、貸与することとします。別途、借用書を提出すること。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.5

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	6
	項番	1.25
	項目	参考図書
質問内容	【別紙9】参考図書にお示しいただいている図書のうち、吹田市様保有の1)から3)までの図書を企画技術提案書作成に向けて借用させていただくことは可能でしょうか。	
本市回答	当該資料の貸与が企画技術提案書の質向上に繋がると判断し、貸与することとします。別途、借用書を提出すること。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.6

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	12
	項番	3.3.1(6)
	項目	下水道施設点検業務
質問内容	調査手法は、①テレビカメラ調査、②潜行目視調査がありますが、それぞれの数量をお示しいただけないでしょうか。	
本市回答	ご質問の項目について、下水道施設調査業務のことかと思われませんが、調査手法①テレビカメラ調査は、L = 66,085.83m、②潜行目視調査は、L = 6,638.79mとして、想定数量を見込んでいます。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.7

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	別紙-4
	項番	2.2.1(8)
	項目	腐食の恐れの大い箇所点検
質問内容	別図8によるとMP35箇所の下流の31スパンのみが示されている一方、別表1-11では、その表記とともに「数量14基/年、42基/3年：対象施設数62基のうち、毎年14基を選定し、計画的に点検すること。」との記載があります。どのような意味かご教示いただけないでしょうか。	
本市回答	本項目は、下水道法に規定する5年に1回以上の法定点検であり、マンホールポンプの下流部を対象施設としています。 当該施設の今後の維持管理費用等の平準化を目的として、5年かけてすべての施設を点検する計画とし、別図8は全施設の箇所、数量を記載、別表1-11は、本契約期間内の1年分及び3年分の数量を記載しており、計画的に点検できるよう対象施設を選定していただくことにしています。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.8

質問箇所	書類名	要求水準書
	ページ	別紙-4
	項番	2.2.1(8)
	項目	腐食の恐れの大い箇所点検
質問内容	別表1-12において、清掃頻度「1回/年」は29箇所となっておりますが、別図9では31箇所あります。どちらが正でしょうか。	
本市回答	質問箇所として、項番2.2.2(1)、項目伏越し管きよ清掃及び点検と思われませんが、「1回/年」の数量は、別表1-12、別図9いずれも29箇所になります。 ただし、訂正事項として、別図9のNo.38(下段)が「毎年」⇒「必要時」、No.39が「必要時」⇒「毎年」になります。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質 問 書 に 対 す る 回 答

No.9

質問箇所	書 類 名	基本契約書（案）
	ペ ー ジ	-
	項 番	別紙5-1 1.2
	項 目	下水道施設調査業務
質問内容	<p>基本契約書（案）12条において、本委託開始当初に、令和3年から令和5年までの実施予定箇所、実施数量、委託料を合意するとの記載があります。</p> <p>そのため、受託者は、予定数量に基づき、提案書提出時点の見積りにおいて、事業費を積算する必要があります。</p> <p>表では、800mm以上と800mm未満で分類分けがありますが、要求水準書には各々の具体的な数量の記載がありません。各々、調査手法と単価が異なるため、それぞれの数量の想定内訳をお示しいただけないでしょうか。</p>	
本市回答	<p>800mm未満はL = 66,085.83m、800mm以上はL = 6,638.79mとして、想定数量を見込んでいます。</p>	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.10

質問箇所	書類名	基本契約書(案)
	ページ	5
	項番	16条
	項目	改築等の必要性に関する報告
質問内容	<p>本条はどのような趣旨の規定でしょうか。当グループは、以下2点を想定しています。</p> <p>①点検・調査によって下水道管路施設が破損した場合(例えば、蓋の破損)、速やかに貴市に伝達するとともに、受託者の責任と費用において、修復する</p> <p>②点検・調査によって、下水道管路施設における緊急性の高い構造的な劣化が発見された場合、貴市に対して、点検・調査結果の写真等を添付して、速やかに報告する(=3項の受託者による立証)</p>	
本市回答	<p>質問の内、①については、第2項に該当します。②については、第3項に該当し、改築の必要性が受注者の責めに帰すべき事由でないことが立証された場合は、発注者の費用と責任で改築することになります。</p> <p>第1項は、本件施設に改築の必要性が生じた場合(受注者の責めに帰すべき事由か否かに関わらず)、受注者の発注者に対する報告義務を定めています。</p> <p>第2項は、前項の改築の必要性が受注者の責めに帰すべき事由によるものである場合は、受注者の責任と費用にて改築することを定めています。</p> <p>第3項は、前項の改築の必要性が受注者の責めに帰すべき事由以外のものであり、そのことを受注者が立証した場合は、発注者の責任と費用にて改築することを定めています。</p> <p>第4項は、例えば、大地震により本件施設の大部分が損傷し、本業務内容が実施できない場合(管きよが壊れて清掃しようがない等の場合)に、本契約の継続を含めた対応について受発注者間で協議することを定めています。</p>	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.11

質問箇所	書類名	基本契約書(案)
	ページ	6
	項番	第19条第5項
	項目	業務内容の変更
質問内容	業務内容の変更が記載されている 第19条第5項のうち、(1)と(3)はどのような場合に適用されるのでしょうか	
本市回答	ご質問をふまえ、第19条第5項の条文を「第2項の変更により発生する追加費用又は損害の負担については、以下のとおりとする。」から「業務内容の変更により発生する追加費用又は損害の負担については、以下のとおりとする。」といたします。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.12

質問箇所	書類名	基本契約書(案)
	ページ	10
	項番	第31条
	項目	地域住民対応
質問内容	「行政サービス(公共下水道サービス)として実施すること自体に関する住民対応」の具体例をお示しいただけますでしょうか	
本市回答	「行政サービス(公共下水道サービス)として実施すること自体に関する住民対応」とは、「本市の下水道事業そのものに起因した住民対応」を指し、これについては、発注者の負担となります。例えば、下水道事業への反対運動により、業務が滞り、住民対応が生じた場合の対応にかかる費用を想定しています。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.13

質問箇所	書類名	基本契約書（案）
	ページ	10
	項番	第33条2項
	項目	増加費用の負担
質問内容	19条、29条における「追加費用」との違いについてご教授ください	
本市回答	<p>第19条第5項で規定されている「追加費用」とは、業務内容が変更になった場合に生じる追加のコストを指し、第29条第6項で規定されている「追加費用」とは、金利上昇があった場合のコストや資金調達費用の増加や資金調達方法の変更に伴うコストを指します。</p> <p>一方、第33条で規定されている「増加費用」とは、本業務の実施にかかる費用が、当初想定されていた費用の額よりも大きくなった場合の追加コストを指しており、第19条第5項や第29条第6項が定める場面とは異なる場面のリスク分担を規定する条文となっております。</p> <p>（なお、「増加」と「追加」という文言自体の差異については、特段の意図はございません。）</p>	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.14

質問箇所	書類名	基本契約書(案)
	ページ	11
	項番	第36条4項(2)
	項目	法令等の変更
質問内容	「前号以外の法令等の変更の場合には、受注者の負担とする」とされていますが、本号が適用される具体例をお示しいただけますでしょうか	
本市回答	<p>第36条第4項第1号が指す「本業務に直接関係する法令等の変更」とは、本件事業の根拠法令の変更や、本件事業を直接に規制する新規立法を指し、それ以外の一般的に適用される法令の変更や新規立法についてはすべて同項第2号が適用されます。</p> <p>例えば、本件で言えば公募プロポーザル実施要領1.8に明記されている下水道法は「本業務に直接関係する法令等」と考えておりますが、それ以外の法令(要求水準書別紙2に記載のある遵守法令等を含む。)は、基本的には、本件事業の根拠法令や本件事業を直接に規制する法令ではなく、一般的に適用される法令であるため、これらの法令に変更があり、事業コストが増加した場合は第2号の適用により増加費用は受注者の負担となると考えております。</p>	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質問書に対する回答

No.15

質問箇所	書類名	基本契約書(案)
	ページ	20
	項番	別紙2
	項目	保険
質問内容	受託者賠償責任保険は、共同企業体各社が加入する保険が本事業に適用でき、それが本別紙に記載の条件(1事故あたり対人・対物合わせて3億円以上補償されるものに限るという条件)を満足していれば、共同企業体として別途で保険に加入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	
本市回答	共同企業体の各構成員が加入する保険が本業務に適用でき、その条件が別紙2に示す条件を満たしていれば、問題ありません。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質 問 書 に 対 す る 回 答

No.16

質問箇所	書 類 名	基本契約書（案）
	ペ ー ジ	-
	項 番	別紙5-1 1.2
	項 目	下水道施設調査業務
質問内容	<p>基本契約書（案）12条において、本委託開始当初に、令和3年から令和5年までの実施予定箇所、実施数量、委託料を合意するとの記載があります。</p> <p>一方、下水道施設調査業務は、委託期間中の下水道施設点検業務の結果によって、場所が選定され、数量が確定すると想定されます。</p> <p>数量が確定した後、本別紙の予定箇所、数量、委託料は、本別途契約5条（本契約の変更）に基づき、事業期間中に変更するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
本市回答	御認識のとおりです。	

令和2年 12月 4日
(2020年)

下水道管路施設維持管理等業務
企画技術提案者各位

吹田市長 後藤圭二

質 問 書 に 対 す る 回 答

No.17

質問箇所	書 類 名	基本契約書（案）
	ペ ー ジ	-
	項 番	別紙6-1 1.2
	項 目	改築工事実施設計に伴う諸調査
質問内容	<p>基本契約書（案）13条において、本委託開始当初に、令和3年から令和5年までの実施予定箇所、実施数量、委託料を合意するとの記載があります。</p> <p>一方、改築工事実施設計に伴う諸調査や改築工事実施設計は、委託期間中の修繕改築計画の策定業務の結果によって、場所が選定され、数量や内容が確定すると想定されます。</p> <p>数量や内容が確定した後、本別紙の予定箇所、数量、委託料は、本別途契約8条（本契約の変更）に基づき、変更するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
本市回答	御認識のとおりです。	